

木津川市契約事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月1日

木津川市長

河井規子

印影は

消去して

います

木津川市規則第26号

木津川市契約事務規則の一部を改正する規則

木津川市契約事務規則（平成19年木津川市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項を次のように改める。

政令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を付することができる契約は、一般競争入札に付す契約のうち、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

- (1) 工事又は製造の請負契約
- (2) 前号に掲げるもののほか、契約権者が特に必要と認める請負契約

附 則

この規則は、平成27年6月10日から施行する。